

令和 2 年 度

水道事業経営方針

越谷・松伏水道企業団

令和 2 年 度 水 道 事 業 経 営 方 針

令和 2 年(2020 年) 3 月定例会をご招集申し上げましたところ、議員の皆様にはご健勝のうちにご出席をいただき、厚くお礼申し上げます。

本定例会は、新年度の事業を執行する予算案などをご審議いただきますが、越谷・松伏水道企業団の経営方針を申し述べ、議員の皆様そしてお客様のご理解とご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

「厳しい寒さの後に春の訪れを告げ、見事に咲き誇る梅の花のように・・・」との願いが込められた新元号「令和」の時代の幕が開きました。当企業団は「平成」の 30 年間で、給水戸数は約 1.7 倍、配水管の延長は約 1.5 倍に増加いたしました。一方、総配水量は節水型機器の普及などにより約 150 万立方メートル減少しましたが、配水管の布設替えが功を奏し漏水も減少したことから、有収水量は約 200 万立方メートル増加することとなり、効率的で健全な経営を実現してまいりました。

「昭和」から「平成」へと国民皆水道を標榜して整備した施設は、人口減少社会の到来とともに老朽化してきており、その維持・更新をいかに進めていくかが課題となっています。水道事業を四季に例えると、春から夏にかけては施設の整備に邁進し、秋には水需要に応えられる程の実りを得て、今、冬支度に勤しんでいるところとも言えます。次の春には美しい梅の花が観られるよう、寒い冬を乗り越える準備をしっかりと進めていかなければなりません。

今年度は、当企業団の「水道事業マスタープラン」の 5 年目に当たり、計画の

折り返しを迎えます。そこで、前期の実績を検証し、令和7年度（2025年度）までの後期5か年の計画の見直しを行い、将来に向けてさらなる経営基盤の強化を図ってまいります。

令和2年度（2020年度）の予算は、「水道事業マスタープラン」の目標達成に向けて実効性のある予算となるよう編成いたしました。年間計画配水量については、近年の配水量の逡減を勘案して、対前年度比40万立方メートル減の3,720万立方メートルといたしました。収益的収支については、収入が78億7,700万円、支出が70億5,300万円で、収支差額は8億2,400万円の利益を見込みました。また、資本的収支では、収入が12億4,300万円、支出が47億5,800万円で、このうち主な建設改良事業は、築比地浄水場系基幹管路更新工事等合わせて27億3,900万円で編成させていただきました。

以下、「水道事業マスタープラン」に掲げる3つの基本方針に沿って、主要な施策について申し上げます。

まず、第1の柱である「**強靱で安定した水道事業の構築を目指して**」では、大規模地震をはじめとした自然災害や事故などに備え、水道施設の耐震化と更新をさらに進めるとともに、危機管理体制の充実を図ります。

老朽化した配水管の更新及び耐震化については、重要施設に繋がる管路や法定耐用年数40年を経過した管路を優先し、計画的・効果的な整備に努めてまいります。

大口径の基幹管路については、築比地浄水場系の第3工区が3か年の継続事業の2年目に差し掛かり、新たに第7工区及び第11工区の各500メートルを2か年継続事業として更新してまいります。

口径350ミリメートル以下の配水管については、昨年度から採用している水道配水用ポリエチレン管による更新をさらに進めてまいります。また、土地区画整理事業等に係る道路に新たな配水管を布設するなど、総延長9.2キロメートルの建設改良を行い、今年度末の管路の耐震化率は約49.0パーセントとなる見込みです。

なお、工事が一時期に集中しないよう分散化を図ることは工事の品質確保にもつながることから、今年度内に入札契約手続きを行い次年度早期の事業着手を可能とする、いわゆる「ゼロ債務負担行為」を一部の工事に設定し、工期の平準化を図ってまいります。

危機管理対策については、昨年秋の大型台風による各地の被害や奥多摩町への応急給水活動などで得られた教訓を糧として、さらに新型コロナウイルスなど新たな危機事象に対しても安定給水が図れるよう、一層の充実に努めます。災害時における応急給水を円滑に行うため、引き続き耐震型緊急用貯水槽の操作訓練を構成市町の職員と合同で実施するとともに、新たに職員だけでなく自治会の皆さんにも操作や運営を担っていただけるよう、技能を習得するための講習会を実施するなど、体制の整備を進めてまいります。また、災害発生時の初動体制が重要であることから、「応援要請・応援受入マニュアル」の内容を取り入れた訓練をはじめ、無線通信訓練や情報伝達訓練などを実施し、職員の災害

対応力の強化を図るとともに、企業団内部に災害対策について常時検討する委員会を設置し、危機管理計画を不断に見直してまいります。さらに、自治会等が主催する防災訓練にも積極的に参加し、飲料水の備蓄の必要性や貯水槽の仕組みなど、その啓発に努めてまいります。

次に、第2の柱である「**安全な水の給水を目指して**」では、水質管理を徹底するために検査体制の充実に努めるとともに、水道施設を適正に維持管理し、常に安全で良質な水の安定供給を図ります。

水の安全性については、水源から蛇口までのあらゆる過程におけるリスク要因を分析・管理する「水安全計画」に基づき、常に安全な水道水を供給してまいります。水質検査については、「水質検査計画」に則り検査を実施していますが、今年度は水質基準7項目などを測定するためのイオンクロマトグラフ分析装置を更新いたします。また、国や県が実施する統一試料調査に引き続き参加し、検査精度の向上と信頼性の確保に一層努めてまいります。

経年化した配水管は、赤水と呼ばれる濁水の発生要因となることから、発生リスクの高い地域を中心に水の需要が増える夏を迎える前に洗浄し、良質な水の供給に努めます。また、貯水槽の水質を維持するため、貯水槽設置者に適正管理を促すとともに、3階建てまでの建築物には直結直圧給水方式を、中高層建築物には直結増圧給水方式を採用していただくよう、引き続きフレッシュ給水の啓発に取り組んでまいります。

指定給水装置工事事業者制度については、水道法の改正により5年ごとの更新

制度が新たに導入されましたが、実質的に今年度から対象事業者の更新が始まりますので、遺漏なく事務手続きを進めてまいります。

次に、第3の柱である「**持続可能な水道事業経営を目指して**」では、将来にわたって健全な経営を持続していくために、計画的・効率的な経営のもとで人材の育成と技術の継承、環境への配慮などに取り組みます。

水道事業は独立採算が基本であり、料金を確実に収納しなければなりません。民法が改正され、本年4月1日以降に給水契約を締結した料金の消滅時効が、現行の2年から5年へと変更になることから、今まで以上に未収金の早期回収に努めることが必要です。そこで、料金の納付相談にきめ細かく対応し未収金を発生させないことはもとより、再三の催告にもお支払いいただけない場合には、給水停止や弁護士による回収も実施し、収納率の向上に努めてまいります。

水道事業に対する理解をより深めていただくため、広報紙「水道だより」やホームページ、水道フェアなどのPRイベント、出前講座などを通じて、お客様に情報を分かりやすくお伝えしてまいります。水道をより身近に感じていただくために、企業団設立50周年記念で誕生した「こしまつくん」を積極的に活用してまいります。

科学技術が進展しAI（人工知能）などが欠かせない時代となっても、水道事業経営の担い手は職員に他なりません。職員一人ひとりが各種研修で知識や技能を習得することはもとより、組織として風通しの良い環境をつくることで、能力を十分発揮し、柔軟な思考力と情熱を持って経営に参画する人材を育成して

まいります。

環境への配慮については、引き続き西部配水場の小水力発電と北部配水場の太陽光発電による再生可能エネルギーを活用するとともに、東部配水場の更新の際に導入した高効率の配水ポンプやインバーター設備により、温室効果ガスの一層の排出抑制を図ってまいります。また、プラスチックごみの削減を図るため、災害用の備蓄水をペットボトルからアルミ缶へと切り替えてまいります。

以上、主要な事業について申し上げましたが、水道事業経営を取り巻く環境が厳しい中においても、新しい時代と社会経済環境の変化に的確に対応し得る強靱で持続可能な水道事業の確立を目指して、基本理念である“**世代（とき）を越え 命の水を送り続ける こしまつ水道**”を念頭に、『強靱』、『安全』、『持続』の3つの基本方針で掲げる施策の実現に向け、職員一丸となって水道事業経営に取り組んでまいります。

議員の皆様、越谷市・松伏町のお客様には、限りないご指導とご理解、ご協力を重ねてお願い申し上げます。